# 外部貸申請時の案内

# 1 使用条件の説明

- (1) 個人・法人でも使用できます(市内・市外は問いません) \*ただし、市税の滞納者及び暴力団員である場合は申込できません。
- (2) 駐車場を自動車の駐車以外の用途で使用することはできません。
- (3) 車両の長さは5.0m以下、幅は1.8m以下です。
- (4) 駐車場を第三者に転貸、又はその使用権を譲渡することはできません。
- (5) 駐車場に引火性、発火性の物品、又は他の者の駐車に支障となるものを持ち込むこと はできません。
- (6) 駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物を設置することはできません。
- (7) その他、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあることはできません。
- (8) 使用料の支払いは納付書払いのみです。 市から許可書と同時に年度分(月毎)の納付書を一括送付します。
  - \*なお、使用料をまとめて支払うことは可能ですが、使用期間の満了前に駐車場を返還した場合でも、**納付済の利用料は返還できません**のでご注意ください。
- (9)使用期間が1月に満たない場合であっても、1月分の使用料をお支払いいただきます。 (日割り計算はできません)
- (10) 使用に際し、連帯保証人が1名必要となります。連帯保証人が個人の場合は、年額使 用料の4倍の極度額を設定いたします。

#### 2 新規使用者申請書添付書類

(1) 申請者及び連帯保証人の身分を証明する書類(コピー可)

		身分を証明する書類
申請者	個人の場合	公的書類の写し(注1)(注2)
	法人の場合	法人登記の現在事項全部証明書
連帯保証人	個人の場合	公的書類の写し(注1)
	法人の場合	法人登記の現在事項全部証明書

# (2) 申請者及び連帯保証人の実印であることを証明する書類 (コピー可)

		実印であることを証明する書類
申請者	個人の場合	原則不要
	法人の場合	印鑑証明書
連帯保証人	個人の場合	印鑑登録証明書
	法人の場合	印鑑証明書

- (3) その他
- ① 誓約書(公有財産規則第6号様式)
  - \*更新申請の場合は省略可
- ② 許可車両を運転する人の運転免許証のコピー (運転者が申請者のみかつ身分を証明する書類として運転免許証のコピーを提出し た場合は不要)
- ③ 車体検査証のコピー及び自動車賠償責任保険証のコピー
- ④ 市税を滞納していないことを証する書類

個人の場合:各市町村等が発行する前年度の納税証明書もしくは完納証明書等 ただし、前年1月1日現在横須賀市に住民登録している人は、市営住宅 駐車場資格審査同意書を提出することで、省略できる。

法人の場合: 所在地に関わらず、本市を含む各市町村等が発行する前年度の法人市民 税納税証明書。

⑤ 暴力団員排除に関する誓約書(市営住宅駐車場管理事務処理要領第4号様式)

### 3 翌年度に引き続き駐車場を使用する場合(更新申請)に係る申請書添付書類

- (1) 申請者及び連帯保証人の身分を証明する書類 前項(1)の表のとおり
- (2) 申請者及び連帯保証人の実印であることを証明する書類(コピー可) 前項(2)の表のとおり
- (3) 許可車両を運転する人の運転免許証のコピー (運転者が申請者のみかつ身分を証明する書類として運転免許証のコピーを提出し た場合は不要)
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類(前項(3)④のとおり)
- (5) 暴力団員排除に関する誓約書(市営住宅駐車場管理事務処理要領第4号様式)

#### \*省略できる書類

前年度と内容に変更が無い場合、添付を省略できます。

- ① 車体検査証のコピー
- [ 使用車両番号に変更が無い ]
- ② 自動車賠償責任保険証のコピー 「 使用車両番号に変更が無い ]
- ③申請者の「身分を証明する書類」 [住所・氏名に変更が無い]

④ 申請者の「印鑑証明書」

[ 住所・氏名・印鑑に変更が無い]

⑤ 連帯保証人の「身分を証明する書類」 [ 住所・氏名に変更が無い ]

⑥連帯保証人の「印鑑(登録)証明書」 [住所・氏名・印鑑に変更が無い]

注1:住所・氏名が確認できる 有効な 別表1または別表2 の公的書類。

注2:本市の職員の場合は職員証の写し(会計年度任用職員は、そのことが分かる書類)

# 別表1 以下の書類のうち、いずれか1種類を提出。(コピー可)

住民票の写し、パスポート、運転免許証、船員手帳、 海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空 気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電 気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航 管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第二十三条第 四項に規定する合格証明書、個人番号カード(※マイナンバーカードは住所・氏名欄のみ(表面)の使用としてください。また、マイナンバー通知カードは身分証として使用できません。)写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、運転経歴証明書(交付年月日が平成二十 四年四月一日以降のもの)

<u>別表 2</u> 別表 1 の書類の提出ができない場合には、以下の書類のうち 2 種類を提出。 (コピー可)

健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者 証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給 等の証書、印鑑登録証明書